

青 水 振 号 外  
令和 6 年 7 月 2 9 日

報道機関各位

青森県農林水産部水産局水産振興課長  
( 公 印 省 略 )

令和元年度及び令和 2 年度くろまぐろの漁獲量報告義務違反に関する  
調査結果について

令和元年度及び令和 2 年度において、青森県内の大間、奥戸及び大畑町漁業協同組合に所属する一部の漁業者が、産地仲買業者と直接取引したくろまぐろの漁獲量等を県に報告しなかったことについて調査した結果、別紙のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

添付資料 知事コメント

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	水産振興課 栽培・資源管理グループ GM 白板孝朗
電話番号	直通 0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 9 4 内線 4 6 6 5
報道監	農林水産部次長 及川正顕 内線 4 9 6 6

(別紙)

## 令和元年度及び令和2年度のクロマグロ漁獲量報告義務違反に係る調査結果について

以下のとおり漁獲量報告義務違反（以下「義務違反」という。）が確認された。

### 【令和元年度】

- ア 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「TAC法」という。）第17条（採捕の数量又は漁獲努力量等の報告）違反者  
漁業者11名（大間8名、奥戸1名、大畑町2名）
- イ 義務違反数量  
3.5トン（詳細は表1のとおり）

表1 令和元年度義務違反数量の内訳（3漁協合計）

（単位：トン）

大型・小型の別	義務違反数量
大型魚	2.2
小型魚	1.3
合計	3.5

### 【令和2年度】

- ア TAC法第17条違反者  
漁業者23名（大間18名、奥戸1名、大畑町4名）
- イ 義務違反数量  
89.1トン（詳細は表2のとおり）

表2 令和2年度義務違反数量の内訳（3漁協合計）

（単位：トン）

大型・小型の別	義務違反数量
大型魚	82.7
小型魚	6.4
合計	89.1

令和6年7月29日

## 令和元年度及び令和2年度のクロマグロ漁獲報告義務違反 調査結果の公表に係る知事コメント

- 1 6月にはクロマグロの漁獲管理を強化する漁業法と水産流通適正化法の一部改正法が公布され、また、7月にはWCPFC北小委員会で漁獲枠の増枠案が合意されるといった状況の中で、一層徹底した資源管理と法令遵守が求められます。
- 2 県としては、こうした違反を二度と発生させることのないよう、国とも連携しながら、漁業者をはじめ漁業関係者等の指導を徹底していく所存です。